

千葉県道路公社

国民保護業務計画

第1章 国民保護業務計画の目的等

- 1 国民保護業務計画作成の目的と事態の想定・・・ 1
 - (1) 国民保護業務計画作成の目的
 - (2) 事態の想定
- 2 国民保護業務計画の運用・・・ 1
 - (1) 他の規程等との関連
 - (2) 国民保護業務計画の見直しと変更
 - (3) 国民保護業務計画の変更手続
 - (4) 国民保護業務計画の公表
- 3 基本的な考え方・・・ 2
 - (1) 国民に対する情報提供
 - (2) 関係機関相互の連携協力の確保
 - (3) 国民保護措置等の実施に係る自主的な判断
 - (4) 高齢者、障害者等への配慮
 - (5) 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保
 - (6) 千葉県国民保護対策本部長の総合調整

第2章 平素からの備え

- 1 体制の整備及び職員の参集基準等・・・ 3
 - (1) 体制の整備
 - (2) 参集基準等
 - ア 参集基準
 - イ 職員への連絡手段の確保
- 2 関係機関との連携体制の整備等・・・ 4
 - (1) 防災のための連携体制の活用
 - (2) 関係機関等の計画との整合性の確保
 - (3) 関係機関相互の意思疎通
- 3 通信の確保・・・ 4
- 4 情報収集・提供等の体制整備・・・ 4
- 5 物資・資材の備蓄、整備・・・ 5
- 6 訓練・・・ 5

第3章 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処

第1 事態認定前の対処	
1 初動時情報連絡体制	5
2 国民保護等連絡室の設置	5
第2 国民保護対策本部の設置等	
1 国民保護等対策本部の設置	5
2 関係機関等相互の連携	5
3 警報及び緊急通報の通知	6
4 安否情報収集への協力	6
5 被災情報の収集及び報告	6
6 生活基盤等の確保	6
(1) 道路施設の状況確認	
(2) 道路施設の維持管理	
7 緊急交通路の確保への協力	6

第4章 復旧等

1 応急の復旧	6
(1) 基本的な考え方	
(2) 輸送施設の応急の復旧	
2 武力攻撃災害等の復旧	7

第1章 国民保護業務計画の目的等

1 国民保護業務計画作成の目的と事態の想定

(1) 国民保護業務計画作成の目的

この国民保護業務計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律112号。以下「国民保護法」という。）及び千葉県国民保護計画に基づき、千葉県道路公社（以下「公社」という。）が行う業務に関し必要な事項を定め、もって武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）及び緊急対処事態における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

(2) 事態の想定

武力攻撃事態及び緊急対処事態とは、「国民の保護に関する基本指針」（平成17年3月25日閣議決定。）で定めるとおり、次の場合を想定する。

ア 武力攻撃事態

武力攻撃事態の類型として、①着上陸侵攻、②ゲリラや特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃の4つの類型を想定する。

イ 緊急対処事態

緊急対処事態の事態例として、①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態、②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態、③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態、④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態等を想定する。

2 国民保護業務計画の運用

(1) 他の規程等との関連

国民保護業務計画は、千葉県道路公社道路監理員設置規程（昭和53年4月1日千葉県道路公社規程第9号）、有料道路管理規程（昭和57年4月1日千葉県道路公社規程第11号）、千葉県道路公社災害対策本部設置要綱（昭和57年4月1日千葉県道路公社要綱第12号）、有料道路パトロール実施要領（昭和57年4月1日決定）、道路維持管理委託業務等受託者作業要領（昭和59年12月5日決定）、その他関係法令に基づく規程等と調整を図る。

(2) 国民保護業務計画の見直しと変更

国民保護業務計画は適宜見直しを行い、必要に応じ変更する。
見直しに当たり必要がある場合は、関係機関へ資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

(3) 国民保護業務計画の変更手続

国民保護業務計画の変更に当たっては、国民保護法施行令で定める軽微な変更を除き、千葉県知事へ報告する。

(4) 国民保護業務計画の公表

国民保護業務計画は関係市町村長へ通知するとともにホームページ等で公表を行う。

3 基本的な考え方

武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民の生命、身体、財産を保護し、国民生活や国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、特に以下の点を留意し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

(1) 国民に対する情報提供

国民保護措置に関する情報については、放送、道路交通情報板、インターネットその他の適切な方法により、迅速に道路利用者等に提供するよう努める。

(2) 関係機関相互の連携協力の確保

防災のための連携体制を踏まえ、武力攻撃事態等や緊急対処事態の特有な事項にも対応できるよう、平素から国、千葉県、関係市町村、東日本高速道路株式会社、及び委託契約等により業務を行う関係会社（以下「関係機関等」という。）と連携協力し、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努める。

(3) 国民保護措置の実施に係る自主的な判断

国民保護措置を実施するに当たっては、関係機関等から提供される情報を踏まえたうえで、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の状況に即して自主的に判断する。

(4) 高齢者、障害者等への配慮

国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、病人及び外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意するよう努める。

(5) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

国民保護措置の実施に当たっては、県が国から入手した情報や武力攻撃災害等（武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害をいう。以下同じ）の状況、その他必要な情報の提供を受けるほか、関係機関等と連携しつつ、緊急時連絡及び応援の体制を確立することなどにより、国民保護措置に従事する者の安全を十分に確保する。

(6) 千葉県国民保護対策本部長の総合調整

公社は、千葉県に設置された県国民保護対策本部（以下、「県対策本部」という。）の長（以下、「県対策本部長」という。）による総合調整が行われた場合は、総合調整の結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努めるものとする。

第2章 平素からの備え

1 体制の整備及び職員の参集基準等

事態の状況に応じた適切な措置を講ずるため、措置の実施に必要な体制及び参集基準を以下のとおりとする。

(1) 体制の整備

初動対応に必要な職員の迅速な確保体制の整備を行うとともに、武力攻撃事態等及び緊急処理事態への国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための体制整備を行う。

体制	体制判断基準
国民保護連絡室	国において、武力攻撃事態等及び緊急処理事態の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合
国民保護対策本部	武力攻撃事態等及び緊急処理事態への対処に関する基本方針が定められ、国及び検討に対策本部が設置された場合

(2) 参集基準等

ア 参集基準

職員の参集基準については、千葉県道路公社災害対策本部設置要綱第5条1「震災時」の配備体制及び配備基準表を適用する。

【職員の参集基準】

体制	震災時の配備体制区分	参集人員
国民保護連絡室	第1 配備体制	1 / 10 の人員
国民保護対策本部	第3 配備体制	全員の人員

イ 職員への連絡手段の確保

携帯電話等を常時携行し、連絡手段を確保する。

2 関係機関との連携体制の整備等

国民保護措置を実施するに当たっては、関係機関等と相互に連携協力することが必要不可欠であることから、以下のとおり関係機関等との連携体制を整備する。

(1) 防災のための連携体制の活用

防災のための連携体制を活用し、関係機関等との連携体制を整備する。

(2) 関係機関等の計画との整合性の確保

関係機関等の連絡先を把握するとともに、関係機関等が作成した国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

意見交換会等を開催、もしくは参加し、関係機関等との意思疎通を図る。

3 通信の確保

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備による通信の確保が重要であることから、情報伝達ルートが多ルート化や非常用電源の確保など、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制を整備する。

4 情報収集・提供等の体制整備

国民保護措置の実施状況の情報や被災情報その他の情報を収集又は整理し、関係機関等及び住民に対しこれらの情報を提供等するための体制を整備する。

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や武力攻撃災害等により障害が発生した場合の通信の確保に留

意する。

5 物資・資材の備蓄、整備

防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握に努め、武力攻撃災害等において迅速に供給できる体制を整備する。

6 訓練

的確かつ迅速な国民保護措置等の実施が可能となるよう、訓練を実施する。また、県や市町村等が実施する国民保護措置等についての訓練へ参加する。

第3章 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処

第1 事態認定前の対処

1 初動時情報連絡体制

緊急事態の発生を把握した場合、直ちに、理事長へ報告するほか、関係機関等へ速やかに連絡する。

2 国民保護等連絡室の設置

武力攻撃事態等及び緊急対処事態の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合は、必要に応じて国民保護等連絡室を速やかに設置する。

第2 国民保護対策本部の設置等

1 国民保護対策本部の設置

政府により武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処に関する基本方針（以下「対処基本方針」という。）が定められ、国及び県等に対策本部が設置された場合は、国民保護対策本部を設置する。

また、事前に国民保護連絡室を設置していた場合は、国民保護対策本部に切り替える。

2 関係機関等相互の連携

関係機関等と相互に密接に連携するよう努める。

また、県対策本部長から、職員の派遣に関する求めがあった場合、正当な理由がある場合は除き、その求めに応じ職員を派遣する。

3 警報及び緊急通報の通知

千葉県知事から警報又は緊急通報の通知を受けた場合、警報又は緊急通報の内容を職員に周知徹底する。

また、必要に応じて道路利用者等に伝達する。

4 安否情報収集への協力

収集した安否情報について、千葉県知事又は市町村長から提供の要請があった場合、個人情報の保護に十分留意した上で協力する。

5 被災情報の収集及び報告

公社が管理する道路施設に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集する。

また、当該被災情報については、速やかに千葉県知事に報告する。

6 生活基盤等の確保

武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、道路施設を適切に管理するため、次の措置を講じる。

- (1) 道路施設の状況確認
- (2) 道路施設の維持管理

7 緊急交通路の確保への協力

武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、県警察と連携し、緊急交通車両以外の車両の通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に協力する。

第4章 復旧等

1 応急の復旧

管理する施設及び設備について、武力攻撃災害等が発生したときは、応急の復旧のために必要な措置を以下のとおり講じる。

(1) 基本的な考え方

- ア 武力攻撃災害が発生した場合には、作業員の安全の確保をした上で、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施する。

- イ 被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。
- ウ 武力攻撃災害等の発生により、関係機関との通信機器に被害が発生した場合、予備機器への切り替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講じる。
- エ 応急の復旧のため必要な措置を講じるに当たって、的確かつ迅速な措置を講じることができない場合、千葉県知事に対し必要な人員や資機材の提供及び技術的助言等の支援を求める。

(2) 輸送施設の応急の復旧

- ア 武力攻撃災害等が発生した場合、管理する道路施設について、速やかに被害の状況を把握する。
- イ 被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送に必要な応急の復旧のための措置を講じる。

2 武力攻撃災害等の復旧

管理する道路施設及び設備の武力攻撃災害等による被害からの復旧については、本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、被災した道路施設及び設備について、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案し、迅速な復旧を目指すこととする。